

令和8年度集団指導資料（令和7年度介護サービス事業者等指導監査資料）

1. 令和7年度の指導監査

実施期間：令和7年7月8日～令和8年2月18日

(1) 運営指導（定期立入検査）による指摘・指導事項の件数等

※1 指摘…改善状況について市へ報告が必要なもの。

※2 指導…改善状況について報告を求めないもの。

事業所のサービス種類	指導を実施した事業所	指摘 ※1			指導 ※2		
		事業所数	割合(%)	指摘件数	事業所数	割合(%)	指導件数
訪問介護	5	2	40.0%	7	4	80.0%	16
訪問入浴介護	1	0	0.0%	0	1	100.0%	4
訪問看護	3	0	0.0%	0	3	100.0%	3
訪問リハビリテーション	6	4	66.7%	7	5	83.3%	20
通所介護	2	0	0.0%	0	2	100.0%	6
通所リハビリテーション	7	4	57.1%	4	6	85.7%	22
短期入所生活介護	4	3	75.0%	5	3	75.0%	17
短期入所療養介護	10	2	20.0%	3	9	90.0%	33
特定施設入居者生活介護	4	1	25.0%	3	4	100.0%	29
介護老人保健施設	9	7	77.8%	11	8	88.9%	52
介護医療院	2	2	100.0%	3	2	100.0%	18
小規模多機能型居宅介護	9	7	77.8%	18	9	100.0%	63
認知症対応型共同生活介護	4	3	75.0%	5	4	100.0%	19
居宅介護支援	32	12	37.5%	18	28	87.5%	108
介護予防支援	1	0	0.0%	0	1	100.0%	1
軽費老人ホーム	2	1	50.0%	1	2	100.0%	9
有料老人ホーム	15	0	0.0%	0	7	46.7%	18
合計	116	48	41.4%	85	98	84.5%	438

(2) 監査および処分等

- ① 監査 - なし ② 勧告・命令 - なし ③ 処分 - なし

(3) 指摘・指導の該当基準項目（主なもの）・件数

	指摘事項の基準項目	件数
1	人員基準	9
2	運営基準	20
(1)	衛生管理等	7
(2)	勤務体制の確保	3
(3)	虐待防止措置	2
3	介護報酬	56
(1)	生産性向上推進体制加算	8
(2)	運営基準減算	6
(3)	リハビリテーションマネジメント加算	6
(4)	退院・退所加算	4
(5)	サービス提供体制強化加算	3
(6)	総合マネジメント体制強化加算	3
(7)	特定事業所加算	3
(8)	人員基準減算	2
(9)	協力医療機関連携加算	2

	指導事項の基準項目	件数
1	人員基準	4
2	運営基準	390
(1)	内容及び手続の説明及び同意	74
(2)	運営規程	73
(3)	具体的取扱方針	47
(4)	衛生管理等	37
(5)	業務継続計画の策定等	30
(6)	虐待の防止	27
(7)	勤務体制の確保等	17
(8)	個別計画の作成等	15
(9)	変更の届出等	15
(10)	非常災害対策	14
(11)	居宅サービス計画の作成	13
(12)	秘密保持等	11

	指導事項の基準項目	件数
3	介護報酬	44
(1)	サービス提供体制強化加算	8
(2)	認知症加算	5
(3)	入院時情報連携加算	4
(4)	特定事業所加算	3
(5)	退所時情報連携加算	2

2. 令和8年度運営指導

今年度は7月から運営指導の実施を予定しています。指導対象の事業所に対しては随時ご連絡します。
(運営指導実施日の約一か月前にメールで通知します。)

3. 令和7年度運営指導の事例

令和7年度実施の運営指導における『指摘』『指導』事例について詳細は5頁以降に掲載しています。

全サービスに共通する事項も多くありますので、各事業所において同様の事例がないか確認してください。

(例)

○虐待の防止の措置について、定期的に必要な委員会を開催していなかった。

👉虐待の防止に必要な措置を一つでも講じていない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算の対象となります。

○サービス提供体制強化加算の算定において、職員の割合（常勤者の割合・介護福祉士の割合等）など必要な要件を満たしていることを確認していなかった。

👉算定要件を満たしているか毎年度確認を行い、記録を残す必要があります。

関係法令等に定められる運営基準、各種加算の算定要件等については、それぞれの事業所において十分に確認を行い、必要に応じ従業者へ周知徹底を図り、適切な介護保険サービスの事業所運営及び報酬請求をお願いいたします。

4. 自己点検シートの活用について

適切な事業所運営及び報酬請求となるよう下記の「自己点検シート」等を活用し、定期的な自己点検に努めてください。

○佐世保市ホームページ 「自己点検・算定要件シートの活用について」

ホーム>健康・医療・福祉>高齢者・介護>介護・高齢福祉事業者向け情報>自己点検・算定要件シートの活用について

<https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/sidouk/jikotenken-kaigo-2.html>

○厚生労働省ホームページ 「各種加算等自己点検シート」

ホーム>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>各種加算等自己点検シート

「各種加算等自己点検シート」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72048.html

※掲載内容は令和6年度報酬改定に対応するものとなっており、最新の内容を反映していないことがあります。

令和7年度運営指導事例

※サービス種別は略称による（集团指導資料の凡例を参照）

番号	項目	サービス種別	指摘事例	確認要件
1	従業者の員数等	該当サービス	<p>① 小規模多機能型居宅介護事業所において、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における介護従業者について、人員基準を満たしていることが確認できない事例があった。</p> <p>② 小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所において、計画作成担当者が必要な研修を受講していなかった。</p> <p>③ 訪問介護事業所において、同一法人のサービス付高齢者住宅（サ高住）においても勤務している職員がサ高住で勤務している時間を含め、当該事業所の常勤職員としており、常勤専従のサービス提供責任者の配置が確認できなかった。</p> <p>④ 短期入所生活介護事業所において生活相談員を1名配置しているが、併設事業所の介護支援専門員等を兼務しており、人員基準を満たしていることが確認できなかった。</p>	<p>① 従業者の職種及び夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯を明確にし、適切な人員配置を行ってください。 ※毎月、勤務表を作成する際には基準を満たすことを確認してください。 通いサービスの利用者数については、前年度平均で算出してください。</p> <p>② 計画作成担当者が必要な研修を受けていない場合、人員基準欠如減算対象となります。 ※本市においては、研修の開催状況を踏まえ、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合、介護支援専門員を新たに配置し、研修受講申込書又は誓約書等を提出することにより、当該研修を修了するまでの間は減算対象としない旨の取扱いとしています。</p> <p>③ 人員基準を再確認のうえ、法人内の勤務体制を明確にし、適切な人員配置を行ってください。 ※訪問介護事業者は、常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者とし、当該サービス提供責任者は、専ら指定訪問介護に従事することをもって充てなければなりません。 常勤とは当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間に達していることをいいます。サ高住での勤務時間は当該事業所での勤務時間とはならず、当該事業所での勤務時間が常勤職員の勤務時間に達しない場合、非常勤職員となります。</p> <p>④ 短期入所生活介護事業所は、生活相談員を常勤換算方法で1以上配置しなければならないとされています。基準を再確認のうえ、適切な人員配置を行ってください。</p>

番号	項目	サービス種別	指摘事例	確認要件
2	勤務体制の確保等	訪問入浴 通所介護 通所リハ 短期生活 短期療養 特定施設 地域通所 認知通所 小多機 GH 地域施設 看多機 福祉施設 老健施設 医療院	認知症介護に係る基礎的な研修の受講が必要な従業者に対し、当該研修を受講させていなかった。	措置除外対象者を除くすべての従業者（外国人従業者を含む）、認知症に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じてください。 ※措置の除外対象者 * 医療・福祉関係の有資格者 （詳しくは解釈通知を確認してください。） * 認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症の介護等に係る研修を修了した者 * 外国人従業者についてはEPA介護福祉士、在留資格「介護」等の医療・福祉関係の有資格者

番号	項目	サービス種別	指摘事例	確認要件
3	虐待の防止	全サービス	<p>虐待の発生又はその再発を防止するための措置について、以下のような事例が散見された。</p> <p>① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催していなかった。</p> <p>② 指針について、法人全体として作成しているとのことであったが、委員会の構成委員に当該事業所について記載がなく、当該事業所の指針であることが確認できなかった。</p> <p>③ 研修について、法人全体の研修に参加しているとのことであったが、研修記録に出席者の記載がなく、当該事業所の従業員が参加したことが確認できなかった。</p>	<p>① 虐待の発生又はその発生を防止するために、定期的に委員会を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ってください。</p> <p>② 法人全体の指針の場合、当該事業所の指針であることを明確にしてください。指針に盛り込むべき事項については、解釈通知を確認し、適切な指針を整備してください。</p> <p>③ 必要な研修を適切に実施し、実施日時、研修内容、出席者などを明確に記録し、保存してください。出席できなかった従業員に対しても確実に研修を行ってください。</p> <p>※虐待防止について必要な措置を講じていない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算の対象となりますので、確実に措置を講じてください。</p> <p>※委員会等の開催頻度については集団指導資料6にてご確認ください。</p>
4	衛生管理等	全サービス	<p>感染症の予防及びまん延の防止のための措置について、以下のような事例が散見された。</p> <p>① 感染症の予防及びまん延の防止のための指針として、内容に不足があった。</p> <p>② 委員会、必要な研修及び訓練について、実施しているとのことだが、記録がなく、実施したことが確認できなかった。</p>	<p>① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針として適切であるか、基準及び解釈通知を確認し、必要に応じて見直ししてください。</p> <p>② 委員会、研修及び訓練は、定期的を実施することとなっています。適切に実施し、実施日時、研修内容、出席者などを明確に記録し、保存してください。出席できなかった従業員に対しても確実に研修を行ってください。</p> <p>※委員会等の開催頻度については集団指導資料6にてご確認ください。</p>

番号	項目	サービス種別	指摘事例	確認要件
5	業務継続計画の策定等	全サービス	<p>① 法人が実施する全サービスの業務継続計画を法人全体で策定しているとのことだったが、対象サービスに当該サービスが含まれておらず、当該事業所として業務継続計画を策定していることが確認できなかった。</p> <p>② 業務継続計画についての必要な研修及び訓練の実施を確認することができなかった。</p>	<p>① 事業者は、業務継続計画を策定し、当該計画に従い、必要な措置を講じなければなりません。計画の策定等は、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えないとされていますが、当該事業所の計画であることがわかるよう適切に策定してください。</p> <p>※基準に定める業務継続計画を策定しておらず、当該計画に従い必要な措置を講じていない場合は、業務継続計画未策定減算の対象となります。</p> <p>② 研修及び訓練については、定期的を実施する必要があります。適切に実施し、実施日時、研修内容、出席者などを明確に記録し、保存してください。出席できなかった従業員に対しても確実に研修を行ってください。</p> <p>※委員会等の開催頻度については集団指導資料6にてご確認ください。</p> <p>※感染症の業務継続計画に係る研修及び訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えないとされています。</p>

番号	項目	サービス種別	指摘事例	確認要件
6	取扱方針（身体的拘束等の適正化）	施設系・居住系サービス	<p>① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を、3月に1回以上開催していることが確認できなかった。</p> <p>② 身体的拘束等の適正化のための指針について、利用者に関する記録の保存年限が「2年間」となっていた。</p>	<p>① 当該委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとされています。</p> <p>② 記録の保管については、市条例の規定に合わせて「5年間」に見直してください。</p> <p>※委員会を3月に1回以上開催していない場合など、身体的拘束等の適正化を図るための必要な措置を講じていない場合、身体拘束廃止未実施減算の対象となります。</p> <p>※当該委員会と虐待防止の委員会を併せて実施している事例が多くありました。相互に関係が深い委員会を一体的に設置・運営することは差し支えありませんが、それぞれの委員会で検討が必要な事項には異なる点があります。解釈通知を確認し、必要な検討を行い、記録を残してください。</p>
7	運営規程	全サービス	<p>運営規程の内容について、以下のような事例が散見された。</p> <p>① 配置が必要な職員について、員数等の記載がなかった。</p> <p>② 職員の員数が現状と異なっていた。</p> <p>③ 通常の事業の実施地域について、「旧佐世保市内」等と記載しており、客観的、具体的に区域が特定できない表現となっていた。</p> <p>④ 法定代理受領サービスに該当しない場合の利用料が不明であった。</p> <p>⑤ 「緊急時等における対応方法」「サービス提供に当たっての留意事項」「非常災害対策」等運営規定に記載すべき事項の記載がなかった。</p>	<p>①② 職員の員数は、人員基準を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも可能です。</p> <p>③④ 市のホームページ「（参考）運営規程について」を参照してください。 https://www.city.sasebo.lg.jp/documents/15585/sannkouuneikiteinituitei.pdf</p> <p>⑤ 運営規程に定める事項はサービスごとに異なります。定める必要がある事項についてサービスごとに確認を行い、適切に記載してください。</p>

番号	項目	サービス種別	指摘事例	確認要件
8	内容及び手続の説明及び同意	全サービス	<p>重要事項説明書の内容について、以下のような事例が散見された。</p> <p>① 職員体制、営業日等が運営規程の内容と異なっていた。</p> <p>② サービスの提供地域について「片道20分圏内」などとされ、客観的に地域を特定できない表現となっていた。</p> <p>③ 記録の保管について「2年間」となっていた。</p>	<p>①② 事業者はサービスの開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他重要事項について記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、同意を得るものとなっています。</p> <p>重要事項説明書は、運営規程の内容に沿って正確に記載をお願いします。通常の事業の実施地域については、市のホームページ「（参考）運営規程について」を参照してください。</p> <p>https://www.city.sasebo.lg.jp/documents/15585/sannkouuneikiteinuitei.pdf</p> <p>③ 記録の保管について、市の条例に合わせ「5年間」としてください。</p>
9	非常災害対策	居住系・施設系サービス	<p>施設の避難口に通じる廊下に家具、机等が置かれており、避難に支障を生じかねない状態となっていた。</p>	<p>非常災害発生時に、避難に支障がないように整理してください。</p>
10	秘密保持等	全サービス	<p>利用者の家族の個人情報を用いる場合の当該家族の同意が確認できない事例があった。</p>	<p>利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておく必要があります。</p> <p>同意書の様式に家族の同意の欄を設けるなど検討を行い、適切に対応してください。</p>

番号	項目	サービス種別	指摘事例	確認要件
11	<p data-bbox="129 523 353 598">居宅サービス計画の作成</p> <p data-bbox="129 1225 353 1300">介護予防サービス計画の作成</p>	<p data-bbox="353 523 577 635">小多機 看多機 居宅支援</p> <p data-bbox="353 1225 577 1273">予防支援</p>	<p data-bbox="577 268 1361 300">① 居宅サービス計画の作成について以下の事例が散見された。</p> <p data-bbox="577 347 1361 411">①-1 居宅サービス計画に係る利用者の同意を得ていることについて文書等確認できる記録がなかった。</p> <p data-bbox="577 427 1361 491">①-2 サービス担当者会議を欠席した事業所の担当者に照会等を行っていなかった。</p> <p data-bbox="577 507 1361 571">①-3 モニタリングについて、目標の達成度の記録が、毎月同じ内容の複写となっていた。</p> <p data-bbox="577 1074 1361 1169">② 居宅サービス計画に定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービス）を位置付けるにあたり、主治の医師等の指示を確認していなかった。</p> <p data-bbox="577 1225 1361 1337">③ サービス担当者会議に居宅サービス計画に位置付けた事業所の担当者が日程の都合でやむを得ず不参加となり、意見は聴取したとのことであったが、照会した記録が無い事例があった。</p>	<p data-bbox="1361 268 2168 339">① 居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行ってください。</p> <p data-bbox="1361 387 2168 459">①-1 居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、文書により利用者の同意を得なければなりません。</p> <p data-bbox="1361 467 2168 571">居宅サービス計画原案の第1表から第3表まで、第6表及び第7表については、利用者の同意を文書で得てください。これらの記録は、その完結の日から5年間保存する必要があります。</p> <p data-bbox="1361 627 2168 770">①-2 サービス担当者会議では利用者の情報等を担当者と共有し、居宅サービス計画の原案の内容について、当該担当者の専門的な見地から意見を求めなければなりません。担当者がやむを得なく欠席する場合は、照会等により担当者に意見を求め、求めた意見については記録を残してください。</p> <p data-bbox="1361 826 2168 970">①-3 介護支援専門員は、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを提供し続けるために、解決すべき課題の変化に留意する必要があります。利用者についての継続的なアセスメントを行い、適切に実施状況を把握し、記録してください。</p> <p data-bbox="1361 1074 2168 1217">② 介護支援専門員は、居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものであることから、基準及び解釈通知を確認し、適切に対応してください。</p> <p data-bbox="1361 1273 2168 1337">③ サービスを受ける必要性について検証する必要がありますので、照会内容は適切に記録してください。</p>

番号	項目	サービス種別	指摘事例	確認要件
12	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	該当サービス	サービス提供時間が変更となっていたが、その理由及び居宅介護支援事業者との連携内容の記録について、確認できない事例があった。	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供を行う必要があることから、予定が変更となった場合には、変更となった理由及び担当介護支援専門員との連携の内容について記録を残してください。
13	個別計画の作成	該当サービス	<p>① 個別計画について、利用者又はその家族の同意が確認できない事例があった。</p> <p>② 要介護認定更新により、介護度が変更となっている利用者の個別計画を作成していない事例があった。</p> <p>③ 個別計画及び加算に係る計画について、入所者の同意日が計画の開始日より後となっている事例が散見された。</p>	<p>① 計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得る必要があります。同意を得たことが確認できるように記録を整備し、その完結の日から5年間保存してください。</p> <p>② 適切に計画を作成し、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得てください。</p> <p>③ 計画の内容については、計画の開始日以前に説明し、同意を得てください。入所者の署名等が困難で、家族の署名を求める場合にはその旨を記録してください。</p>
14	勤務体制の確保等	全サービス	ハラスメントにより、従業員の職場環境が害されることを防止するための必要な措置を講じていなかった。	<p>事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>ハラスメントを防止するための方針等の明確化及びその周知・啓発を行い、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備してください。</p>

番号	項目	サービス種別	指摘事例	確認要件
15	事故発生時の対応	全サービス	事業所内で発生した事故により、病院で処置を受けた事例について、市への報告を行っていなかった。	市へ報告すべき事故の範囲について市ホームページ（【様式】介護保険施設等における事故の報告様式等について）を確認し、必要な事故報告を行ってください。なお事故報告の提出先は長寿社会課です。 https://www.city.sasebo.lg.jp/hokenhukusi/chojyu/r3jiko_houkoku.html
16	変更の届出等	全サービス	① 運営規程を変更していたが、市に届け出ていなかった。 ② 市に届け出ている平面図が、現状と異なっていた。 その他変更届が必要な事項について、届出が提出されていなかった。	①② 変更届出が必要な事項はサービスによって異なります。サービス種類ごとに届出が必要な事項を確認のうえ、変更後10日以内に変更届を提出してください。 ※事業所の所在地の変更、平面図の変更などは、変更の前に事前相談が必要となります。 ※運営規程のうち、人員基準を満たした上での従業者の職種、員数等の変更に関する届出は、1年に1回の届出で差し支えありません。（変更届出を行う時期は各事業者で決めてください。）
17	介護報酬 (生産性向上推進体制加算)	該当サービス	① 生産性向上推進体制の事業年度ごとの取り組みに関する実績について、提出期限（※令和6年度分は令和7年3月31日）までに厚生労働省に報告してなかった。 ② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、以下の事項について必要な検討を行い、委員会を定期的（3月に1回以上）に実施していることが確認できなかった。 (1)介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 (2)職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 (3)介護機器の定期的な点検 (4)業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための研修	① 厚生労働省への実績の報告は、当該加算の算定要件となっていることから、期限内に報告してください。 ② 当該加算の具体的な手順について、告示及び別途通知「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の手順について」を確認し、適切に委員会を開催し、委員会の議事概要を記録してください。

番号	項目	サービス種別	指摘事例	確認要件
18	介護報酬 (リハビリテーション マネジメント加 算)	訪問リハ 通所リハ	<p>① リハビリテーション会議の記録が確認できなかった。</p> <p>② 理学療法士が利用者に対しリハビリテーション計画の説明していたが、説明した内容を医師へ報告したことが確認できなかった。</p> <p>③ 算定要件に「(1)~(5)までの要件(右欄記載)に適合することを確認し、記録すること」とあるが、要件を満たしていることが確認できなかった。</p>	<p>①②③ 当該加算の算定要件は、以下のとおりとなっています。 告示及び留意事項通知等により、算定要件について再確認し、適切に記録を残しておいてください。</p> <p>(1) リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録すること。</p> <p>(2) 計画の作成に関与した医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(理学療法士等)が、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。ただし、理学療法士等が説明した場合は、説明した内容等について医師へ報告すること。</p> <p>(3) 3月に一回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、計画を見直していること。</p> <p>(4) 理学療法士等が介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。</p> <p>(5) 理学療法士等が利用者の居宅を訪問し、指定訪問介護等の居宅サービスの従業者又は利用者の家族に専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。</p> <p>(6) (1)~(5)までの要件に適合することを確認し、記録すること</p>
19	介護報酬 (運営基準減算)	居宅支援	<p>実施状況の把握(モニタリング)について、利用者の居宅を訪問していない事例及び利用者の居宅を訪問、面接したが、モニタリングの記録が確認できない事例があった。</p>	<p>モニタリングは少なくとも1月に1回、原則として居宅を訪問して利用者 に面接し、結果を記録する必要があります。</p> <p>※利用中のサービス事業所、サ高住の食堂等で利用者への面接を実施した 例がありましたが、利用者の居宅には含まれませんのでご注意ください。 ※モニタリング及びモニタリングの記録を行っていない場合は運営基準減 算の対象となります。</p>

番号	項目	サービス種別	指摘事例	確認要件
20	介護報酬 (退院・退所加算)	居宅支援	退院する病院等の職員との電話による情報の受領を回数に含めて算定している事例及びカンファレンスに該当しない会議をカンファレンスとして算定している事例があった。	<p>て行わなければなりません。</p> <p>また、病院又は診療所におけるカンファレンスは、診療報酬の算定方法別表第1 医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件(※)を満たす必要があります。</p> <p>(※) 入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が以下のいずれか3者以上と共同して指導を行う必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等 ②保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士 ③保険薬局の保険薬剤師 ④訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 ⑤介護支援専門員 ⑥相談支援専門員
21	介護報酬 (入院時情報連携加算)	居宅支援	入院時情報連携加算に係る情報提供を行った場所及び提供手段(面談、FAX等)が確認できない事例があった。	<p>情報提供を行った場合には、日時、場所(医療機関へ出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について記録してください。</p> <p>なお、先方と口頭でのやりとりがない方法(FAXやメール、郵便等)により情報提供を行った場合には、先方が受け取ったことを確認するとともに、確認したことについても記録してください。</p>
22	介護報酬 (サービス提供体制強化加算)	該当サービス	サービス提供体制強化加算を算定しているが、算定要件である職員の割合について確認を行っていなかった。	<p>加算の算定要件である職員の割合について毎年度確認し、算定根拠について記録を残してください。</p> <p>※職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(4月~2月の11月間)の平均を用いて算出する必要があります(前年度の実績が6月に満たない事業所を除く)。</p>

番号	項目	サービス種別	指摘事例	確認要件
23	介護報酬 (サービス提供体制強化加算、特定事業所加算)	小多機 訪問介護 訪問看護 訪問入浴 定期巡回 看多機	<p>① 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議について、全ての従業者が参加していることが確認できなかった。</p> <p>② 事業所の年間個別研修計画は作成していたが、算定要件を満たすものではなかった。</p>	<p>① 会議については、従業者の全てが参加するものでなければならず、会議の開催状況については、その概要を記録しなければなりません。従業者のすべてを参加させ、概要について記録を残してください。 なお、会議の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、分かれて開催しても差し支えありません。</p> <p>② 研修計画は、全ての従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を作成し、当該計画にそって研修を実施することとなっています。</p>
24	介護報酬 (協力医療機関連携加算)	特定施設 福祉施設 地域施設 老健施設 医療院 GH	<p>協力医療機関との間で、入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催していることが確認できなかった。</p>	<p>当該加算は、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を協力医療機関との間で定期的（概ね月に1回以上）に開催している必要があります。</p> <p>※令和8年5月8日付で要件が改正されています。介護保険最新情報 Vol.1502を参照ください。</p>
25	介護報酬 (短期集中リハビリテーション実施加算)	老健施設	<p>① 計画の支援内容・実施時間と、実際の実施内容・時間に整合性がなく、計画どおりにリハビリテーションを実施していることが確認できなかった。</p> <p>② 当該加算と認知症短期集中リハビリテーション実施加算の算定をしている事例で、個別リハビリテーションの実施記録がどちらの加算に該当するものが明確でなかった。</p> <p>③ 過去3月間の間に介護老人保健施設に入所していた利用者について算定している事例があった。</p>	<p>① リハビリテーションは、リハビリテーション計画に基づき実施される必要があることから、当該計画に基づき適切に実施してください。</p> <p>② 二つの加算は別の加算であり、算定要件も異なっているため、算定要件を確認のうえ、適切に実施し、算定要件を満たしていることについて明確にしてください。</p> <p>③ 当該加算は入所者が過去3月間の間に、介護老人保健施設に入所したことがない場合に限り算定できるものです。入院後に再入所した場合、入所者の状態によっては算定ができる場合もありますので、留意事項通知等、算定要件を確認してください。</p>

番号	項目	サービス種別	指摘事例	確認要件
26	介護報酬 (認知症短期集中リハビリテーション実施加算)	老健施設	<p>① リハビリテーション計画を作成せず、リハビリテーションを実施し、加算を算定していた。</p> <p>② リハビリテーション指示書に、目的及び疾患等、当該加算にかかる内容の記載がなく、当該加算の対象者であることが確認できなかった。</p> <p>③ リハビリテーション計画の内容が、別途算定している「短期集中リハビリテーション実施加算」の内容に留まり、当該加算における訓練の内容及び頻度について確認できなかった。</p>	<p>① リハビリテーションを行うにあたって、入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえ、リハビリテーション計画を作成する必要があります。</p> <p>② 認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを実施した場合に算定できるものとなっています。算定要件を再確認し、適切に実施してください。</p> <p>③ 認知症に対して効果の期待できる記憶の訓練、日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを実施した場合に算定できるものとされています。算定要件及び留意事項通知を再確認し、適切な計画を作成してください。</p>